

告示

●群馬県告示第362号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成18年5月16日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 解除予定保安林の所在場所 吾妻郡東吾妻町大字松谷字中居3705の8、3705の9、3706の6、3706の7
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

●群馬県告示第363号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を国土調査の成果として認証した。

平成18年5月16日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 調査を行った者の名称 吾妻郡六合村
- 2 調査を行った期間 平成16年9月7日から同年11月2日まで
- 3 成果の名称 六合村（田代原I）の地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日 平成18年5月2日

●群馬県告示第364号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を国土調査の成果として認証した。

平成18年5月16日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 調査を行った者の名称 多野郡神流町
- 2 調査を行った期間 平成16年10月18日から同月25日まで
- 3 成果の名称 神流町（黒田（1））の地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日 平成18年5月2日

●群馬県告示第365号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を国土調査の成果として認証した。

平成18年5月16日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 調査を行った者の名称 多野郡神流町
- 2 調査を行った期間 平成16年11月15日から同月19日まで
- 3 成果の名称 神流町（魚尾（1））の地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日 平成18年5月2日

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成18年5月16日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 申請のあった年月日 平成18年4月24日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人「でんつく」
- 3 代表者の氏名 増田昌世
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市下細井町316番地3
- 5 定款に記載された目的 この法人は、「でんつく・ふれあい農園」及び「でんつく・ふれあいの家」等に関する事業を行い、「住みよい地域づくり」に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成18年5月16日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 申請のあった年月日 平成18年4月24日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人こどもの夢
- 3 代表者の氏名 門倉貴浩
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市問屋町一丁目11番地40
- 5 定款に記載された目的 この法人は、これからの子供たちが各々の才能を広く生かす場を提供すると共に、延いては県の為、国の為に尽くしてくれる様な人間を、自由で柔軟な観点より育成を計り、そのような子供の姿が必然的に大人社会を活性化していくことを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成18年5月16日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 申請のあった年月日 平成18年4月20日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人虹
- 3 代表者の氏名 田中耕太郎
- 4 主たる事務所の所在地 安中市安中4丁目1番18号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者介護及び介護保険事業等に関する事業を行い、住み慣れた土地で安心して老後を過ごせる地域を創造することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更

に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成18年5月16日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 申請のあった年月日 平成18年4月21日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人群馬社会福祉評価機構
- 3 代表者の氏名 木村峻一
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市新前橋町13番地12
- 5 定款に記載された目的 この法人は、群馬県内において、中立公正な立場で福祉サービスの第三者評価事業を行い、その結果等を一般県民に対して公表することにより、福祉サービスの選択に資すること及び福祉サービス事業者の質の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成18年5月16日

群馬県知事 小寺弘之

- 1 申請のあった年月日 平成18年4月26日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人のぞみ
- 3 代表者の氏名 橋本厚
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市亀泉町646番地3
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者や高齢者に対するデイサービスの在宅介護事業等を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

次の表に掲げる医師については、予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条及び第6条の規定による予防接種を行う旨の承諾を撤回したので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定により公告する。

平成18年5月16日

群馬県知事 小寺弘之

渋川保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
進上泰明	渋川総合病院	渋川市渋川1338-4
池田文広	渋川総合病院	渋川市渋川1338-4
櫻谷昌孝	渋川総合病院	渋川市渋川1338-4
金井利浩	渋川総合病院	渋川市渋川1338-4
許山浩司	渋川中央病院	渋川市石原508-1
葭葉高	榛名病院	渋川市渋川3658-20
継松秀太	赤城高原ホスピタル	渋川市赤城町北赤城山南平1051
関秀格	北関東循環器病院	渋川市北橋町下箱田740
小谷野哲也	北関東循環器病院	渋川市北橋町下箱田740

中之条保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
木村有美	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町原町 6 9 8
清水雅樹	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町原町 6 9 8
石田克敏	原町赤十字病院	東吾妻郡吾妻町原町 6 9 8
田中成岳	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町原町 6 9 8
五十嵐茂雄	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町原町 6 9 8
大須賀稔樹	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町原町 6 9 8
廣野正法	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町原町 6 9 8
荒牧雅之	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町原町 6 9 8
鈴木雅登	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町原町 6 9 8
滝澤大地	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町原町 6 9 8
澤 潔	大戸診療所	吾妻郡東吾妻町大戸 1 3 - 1
小松裕和	大戸診療所	吾妻郡東吾妻町大戸 1 3 - 1
坂本直美	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町原町 6 9 8

伊勢崎保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
柳沢孝之	伊勢崎福島病院	伊勢崎市大手町 1 8 - 1 0
益田俊明	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町 1 1 5 2
佐藤輝彦	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町 1 1 5 2
関口賢一	医療法人鶴谷会鶴谷病院	伊勢崎市境百々 4 2 1
木下照彦	医療法人鶴谷会鶴谷病院	伊勢崎市境百々 4 2 1
大塚亮	社団法人伊勢崎佐波医師会病院	伊勢崎市下植木町 4 8 1
加藤寛幸	社団法人伊勢崎佐波医師会病院	伊勢崎市下植木町 4 8 1
新木義弘	社団法人伊勢崎佐波医師会病院	伊勢崎市下植木町 4 8 1

太田保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
三輪雅之	富士重工業健康保険組合総合太田病院	太田市八幡町 2 9 - 5
碓氷樹理	富士重工業健康保険組合総合太田病院	太田市八幡町 2 9 - 5

館林保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
村瀬俊文	医療法人社団田口会新橋病院	館林市下三林町 4 5 2
石山明寛	館林記念病院	館林市台宿町 7 - 1 8
武井仁	館林厚生病院	館林市成島町 2 6 2 - 1
山根泰三	わたらせクリニック	邑楽郡板倉町除川 3 4 1 - 2

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条及び第6条の規定により行う予防接種については、次の表に掲げ

る医師が同表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定により公告する。

平成18年5月9日

群馬県知事 小寺弘之

前橋保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
園田洋	園田整形外科医院	前橋市総社町高井133-1
横田英巳	横田マタニティーホスピタル	前橋市下小出町1-5-22
横田美賀子	横田マタニティーホスピタル	前橋市下小出町1-5-22
浅野目和広	横田マタニティーホスピタル	前橋市下小出町1-5-22
南雲秀紀	横田マタニティーホスピタル	前橋市下小出町1-5-22
中村淳	横田マタニティーホスピタル	前橋市下小出町1-5-22
田口順教	横田マタニティーホスピタル	前橋市下小出町1-5-22
小野昭浩	上武呼吸器科内科病院	前橋市田口町586-1
柳澤大輔	前橋協立病院	前橋市朝倉町828-1

渋川保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
相崎雅弘	北関東循環器病院	渋川市北橋町下箱田740
羽鳥貴	北関東循環器病院	渋川市北橋町下箱田740
福江靖	北毛保健生活協同組合北毛病院	渋川市有馬237-1
橋本貢士	北毛保健生活協同組合北毛病院	渋川市有馬237-1
木村孝穂	北毛保健生活協同組合北毛病院	渋川市有馬237-1
大井晋介	北毛保健生活協同組合北毛病院	渋川市有馬237-1
渋沢信行	北毛保健生活協同組合北毛病院	渋川市有馬237-1
清水泰生	北毛保健生活協同組合北毛病院	渋川市有馬237-1
桑原敦志	北毛保健生活協同組合北毛病院	渋川市有馬237-1
久保尚	北毛保健生活協同組合北毛病院	渋川市有馬237-1
須藤美和	渋川中央リハビリ病院	渋川市石原303-2
平松範行	渋川中央リハビリ病院	渋川市石原303-2
湯浅圭一郎	湯浅内科クリニック	渋川市渋川1725
上野秀雄	榛名病院	渋川市渋川3658-20
杉本栄一	榛名病院	渋川市渋川3658-20
関秋芳	榛名病院	渋川市渋川3658-20
高他大輔	渋川総合病院	渋川市渋川1338-4
吉田敏彦	みゆきだ内科医院	渋川市行幸田342-9
関口岳男	医療法人社団敬寿会伊香保クリニック	渋川市伊香保町伊香保187-1
中沢克彦	榛東わかばクリニック	北群馬郡榛東村山子田1369-1

藤岡保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
松森哲郎	光病院	藤岡市本郷1045

中之条保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
中村篤司	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町原町 6 9 8
須賀裕美子	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町原町 6 9 8
村松一洋	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町原町 6 9 8
鈴木秀行	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町原町 6 9 8
松尾陽子	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町原町 6 9 8
中島弘明	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町原町 6 9 8
松尾明香	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町原町 6 9 8
設楽利二	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町原町 6 9 8
小林徹	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町原町 6 9 8
只木弘美	原町赤十字病院	吾妻郡東吾妻町原町 6 9 8
西松輝高	吾妻脳神経外科循環器科	吾妻郡東吾妻町原町 7 6 0 - 1
森平和明	吾妻脳神経外科循環器科	吾妻郡東吾妻町原町 7 6 0 - 1
内片健二	大戸診療所	吾妻郡東吾妻町大戸 1 3 - 1
大和康彦	大戸診療所	吾妻郡東吾妻町大戸 1 3 - 1

伊勢崎保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
青木望	旭ヶ丘診療所	伊勢崎市間野谷町 1 3 5 - 1
新田貴士	医療法人望真会古作クリニック	伊勢崎市日之出町 1 3 5 1 - 8
松澤さつき	松澤外科医院	伊勢崎市上諏訪町 2 1 1 4 - 5
落合亮	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町 1 1 5 2
小泉拓也	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町 1 1 5 2
荒牧雅之	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町 1 1 5 2
山本壮一郎	社団法人伊勢崎佐波医師会病院	伊勢崎市下植木町 4 8 1
関口賢一	社団法人伊勢崎佐波医師会病院	伊勢崎市下植木町 4 8 1
立川恵美子	社団法人伊勢崎佐波医師会病院	伊勢崎市下植木町 4 8 1
岩田展明	医療法人鶴谷会鶴谷病院	伊勢崎市境百々 4 2 1
鶴谷英樹	医療法人鶴谷会鶴谷病院	伊勢崎市境百々 4 2 1
田中聡一	医療法人鶴谷会鶴谷病院	伊勢崎市境百々 4 2 1
滝沢敬子	医療法人鶴谷会鶴谷病院	伊勢崎市境百々 4 2 1
安藤裕之	医療法人鶴谷会鶴谷病院	伊勢崎市境百々 4 2 1
出津明仁	医療法人鶴谷会鶴谷病院	伊勢崎市境百々 4 2 1
齋藤加奈	医療法人鶴谷会鶴谷病院	伊勢崎市境百々 4 2 1
坪井香保里	医療法人鶴谷会鶴谷病院	伊勢崎市境百々 4 2 1

桐生保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
大津義晃	桐生厚生総合病院	桐生市織姫町 6 - 3
柴徳生	桐生厚生総合病院	桐生市織姫町 6 - 3

渡邊正之	桐生厚生総合病院	桐生市織姫町6-3
浦野博央	桐生厚生総合病院	桐生市織姫町6-3

太田保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
新井孝之	藪塚本町医療センター	太田市大原町531-3
小林徹	本島総合病院	太田市西本町3-8
志川葉子	本島総合病院	太田市西本町3-8
高橋恭子	本島総合病院	太田市西本町3-8
牧岡西紀	本島総合病院	太田市西本町3-8
井上貴博	本島総合病院	太田市西本町3-8
佐塚京子	富士重工業健康保険組合総合太田病院	太田市八幡町29-5
島村圭一	富士重工業健康保険組合総合太田病院	太田市八幡町29-5
山口禎夫	富士重工業健康保険組合総合太田病院	太田市八幡町29-5
木村祥子	太田協立病院	太田市石原町927
澤浦法子	太田福島総合病院	太田市東今泉町875-1

館林保健福祉事務所管内

医師名	医療機関名	所在地
杉山幹雄	館林厚生病院	館林市成島町262-1
服部重人	館林厚生病院	館林市成島町262-1
花澤あすか	医療法人社団真中医院	館林市本町3-4-5
高橋稔	医療法人順守会千代田医院	邑楽郡千代田町赤岩1773-1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、横野土地改良区の定款変更を平成18年5月1日認可した。

平成18年5月16日

群馬県知事 小寺弘之

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定により、美野原土地改良区の土地改良事業計画（維持管理）の変更を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年5月16日

群馬県知事 小寺弘之

1 縦覧に供する書類

- (1) 変更後の定款の写し
- (2) 変更後の土地改良事業計画書（維持管理）の写し

2 縦覧に供する期間 平成18年5月17日から同年6月14日まで

3 縦覧に供する場所 中之条町役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定により、横野平土地改良区の土地改良事業計画(維持管理)の変更を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年5月16日

群馬県知事 小寺弘之

- 縦覧に供する書類
 - 変更後の定款の写し
 - 変更後の土地改良事業計画書(維持管理)の写し
- 縦覧に供する期間 平成18年5月17日から同年6月14日まで
- 縦覧に供する場所 安中市役所及び富岡市役所

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通大臣から次のとおり公共測量の実施について通知があった。

平成18年5月16日

群馬県知事 小寺弘之

- 作業種類 公共測量(街区基準点測量及び街区点測量)
- 作業期間 平成18年5月1日から平成19年3月30日まで
- 作業地域 桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、みどり市、吉井町及び大泉町の各一部

教育長告示

●群馬県教育委員会教育長告示第1号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号)第3条の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成18年5月16日

群馬県教育委員会教育長 内山征洋

- 委託を受けた者の所在地及び名称 前橋市荒牧町2番地12 財団法人群馬県青少年会館
- 委託した事務の内容 青少年会館の設置及び管理に関する条例(昭和57年群馬県条例第12号)第8条第1項に規定する使用料の収納事務
- 委託期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

●群馬県教育委員会教育長告示第2号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号)第3条の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成18年5月16日

群馬県教育委員会教育長 内山征洋

- 委託を受けた者の所在地及び名称 前橋市関根町800番地 財団法人群馬県スポーツ振興事業団
- 委託した事務の内容 群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例(昭和56年群馬県条例第27号)第8条第1項に規定する使用料及び群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和56年群馬県規則第61号)第6条に規定する附属設備の使用料の収納事務
- 委託期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

●群馬県教育委員会教育長告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第3条の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成18年5月16日

群馬県教育委員会教育長 内山 征 洋

- 1 委託を受けた者の所在地及び名称 渋川市石原80番地 渋川市
- 2 委託した事務の内容 群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（昭和56年群馬県条例第27号）第8条第1項に規定する使用料及び群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和56年群馬県規則第61号）第6条に規定する附属設備の使用料の収納事務
- 3 委託期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

●群馬県教育委員会教育長告示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第3条の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成18年5月16日

群馬県教育委員会教育長 内山 征 洋

- 1 委託を受けた者の所在地及び名称 北群馬郡榛東村大字山子田1258番地1 群馬県ライフル射撃協会
- 2 委託した事務の内容 群馬県ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例（昭和59年群馬県条例第13号）第11条第1項に規定する使用料の収納事務
- 3 委託期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

選挙管理委員会告示**●群馬県選挙管理委員会告示第49号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項第1号の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成18年5月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭 明

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
うちだ栄次後援会	須藤洋一	磯貝一昭	富岡市田篠1395-2
高橋市郎後援会	林功	平井羽市	利根郡みなかみ町上津1795
優しい街をつくる会	横澤辰也	板垣嶽正	伊勢崎市羽黒町14-5
藤岡風の会	丸茂高明	根岸栄子	藤岡市上戸塚693-6
沼田を考える会	金井数雄	井澤和男	沼田市東原新町1471-3
蓮たかみちを育てる会	蓮孝道	蓮孝道	みどり市東町神戸758
渡辺充徳後援会	渡辺充徳	佐瀬順二郎	館林市花山町2606

●群馬県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成18年5月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村昭明

政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党群馬県吾妻郡第一支部	主たる事務所の所在地	吾妻郡東吾妻町原町446	吾妻郡吾妻町原町446

その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
富岡市甘楽郡医師連盟	会計責任者	細谷睦	大竹雄二
くぼた一郎後援会	会計責任者	萩本勝行	片野明利
黒崎角次郎後援会	代表者	増澤重次	小林正
池原純後援会	主たる事務所の所在地	吾妻郡東吾妻町原町811	吾妻郡吾妻町原町267
中沢つねのぶ後援会	主たる事務所の所在地	吾妻郡東吾妻町原町41	吾妻郡吾妻町原町41
市政の流れを変える会	政治団体の名称	市政の流れを変える会	ロベス美千代後援会
関本てるお後援会	会計責任者	関本芳子	今井秀雄
群馬県興農政治連盟	会計責任者	森村孝利	滝原照雄
群馬県税理士政治連盟	代表者	市川克美	今井肇
池原純後援会	主たる事務所の所在地	吾妻郡東吾妻町原町267	吾妻郡東吾妻町原町811
群馬司法書士政治連盟	代表者	高山敏也	飯野明男
	会計責任者	飯野明男	岡住貞宏

●群馬県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は、次のとおりである。

平成18年5月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村昭明

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
羽鳥泰雄後援会	温井守夫	羽鳥進	佐波郡玉村町板井1487
小保方昌訓後援会	三五茂雄	下境征夫	伊勢崎市東町2517-3
高橋市郎後援会	原沢久治	前原悦治	利根郡みなかみ町上津1795
木村栄一後援会	高橋米治	狩野誠一郎	渋川市北橘町真壁2302-1
翔栄会	木村栄一	狩野誠一郎	渋川市北橘町真壁2302-1

●群馬県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成18年5月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭明

その他の政治団体

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の届出をした者の氏名
蓮たかみちを育てる会	みどり市東町神戸758	蓮孝道	みどり市議会議員	蓮孝道
渡辺充徳後援会	館林市花山町2606	渡辺充徳	館林市議会議員	渡辺充徳

●群馬県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成18年5月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭明

その他の政治団体

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
あがつままちを良くする会	公職の種類	東吾妻町議会議員	吾妻町長
池原純後援会	公職の種類	東吾妻町長	吾妻町長
	主たる事務所の所在地	吾妻郡東吾妻町原町811	吾妻郡吾妻町原町267
中沢つねのぶ後援会	公職の種類	東吾妻町長	吾妻町長
	主たる事務所の所在地	吾妻郡東吾妻町原町41	吾妻郡吾妻町原町41
池原純後援会	主たる事務所の所在地	吾妻郡東吾妻町原町267	吾妻郡東吾妻町原町811

●群馬県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定により資金管理団体指定取消しの届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成18年5月16日

群馬県選挙管理委員会委員長 河村 昭明

その他の政治団体

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の届出をした者の氏名
翔栄会	渋川市北橋町真壁2302-1	木村栄一	北橋村長	木村栄一

落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成18年5月16日

群馬県知事 小寺 弘之

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 財務会計システムオンライン機器運用保守 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県出納局会計課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成18年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社ジーシー 群馬県前橋市天川大島町1125番地
- 5 随意契約に係る契約金額 274,442,695円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当



○告示正誤

平成18年群馬県告示第146号(道路の区域変更)中

発行番号	ページ	行	誤	正
8360	4	7	300.0	1,300.0

○告示正誤

平成18年群馬県告示第336号(道路の区域変更)中

発行番号	ページ	行	誤	正
8376	2	下から2	1605	1065

毎週火・金曜日発行
 定価 三、九九〇円
 (消費税、地方消費税を含む。)
 本号一部 二六四円
 (消費税、地方消費税を含む。)

発行 群馬県

印刷所

株式会社 朝日印刷工業株式会社
 前橋市元総社町六番地
 TEL 〇二七―二五一―一二二

